

「歩く会」 会則

(第1条)会の名称

会の名称を「歩く会」と称する。以下「会」と言う。

(第2条)会の目的

- (1) 会は各種行事を実施し、会員は行事に参加することにより健康の維持・増進を図り、また「自然環境」「歴史」「文化」などにふれることで知識・教養を高めることを目的とする。
- (2) 各種の行事を通して、会員相互間の懇親を深める。

(第3条)行事

- (1) 原則として月に1回実施する。(原則第2土曜日とする。)
- (2) 年度初めは新年会、年度末は忘年会に置き換えても構わない。

(第4条)会員

会員は会の目的に賛同して入会した者とする。

(第5条)入会

- (1) 新たに入会を希望する者は会員を通じて(又は直接)会長に入会したい旨を申し出ること。会長は適正の有無を判断するとともに会員に確認し、会員の承認をもって新会員に認定する。
- (2) 新会員は入会時に名前、連絡先(メールアドレス)を会長に提出すること。
- (3) 入会希望があり行事の体験をしたい場合は、会員を通じて(又は直接)会長に申し出ること。

(第6条)退会

- (1) 会員が会を退会しようとするときは、会長に退会を申し出て承諾を得ること。
- (2) 会の目的に反する重大行為があり、改められない場合は、会長の判断で該当会員を退会させることができる。

(第7条)会員の義務

- (1) 会員は積極的に行事に参加し、会員同士の協調を図りながら目的を遂行すること。
- (2) 行事参加者はリーダーの指示に従って団体行動を遵守しなければならない。

(第8条)会費

会員の年会費は原則なしとする。

(第9条)組織

- (1) 会の組織として、会長を1名置く。
- (2) 会長は退任後、1年間は名誉会長となり新会長に対してアドバイスをを行う。
- (3) 名誉会長は1年後、顧問となる。

(第10条)会長

- (1) 会長は会を総括し、会の各種行事の進行を行う。
- (2) 会長は年度初めに年間行事を会員の提案を基に企画・立案する。
- (3) 会長は各行事の実施に当たり、会員の中からリーダー(幹事)を指名する。
- (4) 会長が不適任と多くの会員が認めた場合、会員は新会長を選任し現会長を退任させることができる。

(第11条)年度

会の年度は毎年1月1日から当年の12月末日までとする。

(第12条)会則の改定

この会則は会員の提案で会長の承認により改定することができる。